

様式第 4 号

市民意見公募（パブリックコメント）の実施結果について

件 名	山陽小野田市中山間地域づくり指針	
意見募集期間	令和元年 5 月 1 5 日（水）～令和元年 6 月 1 4 日（金）	
公表した資料	山陽小野田市中山間地域づくり指針（案）	
意見の件数	1 名	1 5 件

意見の概要と市の考え方等

項 目	意 見 の 概 要	市の考え方又は対応
「指針」の表書きについて	この指針の表書きは「山陽小野田市」か、「山陽小野田市地域活性化室」なのか表記すべき。	山陽小野田市中山間地域づくり指針（案）の表紙のとおり「山陽小野田市」となります。
「指針」を作成する意味について	全体的に「指針（案）」が「第二次山陽小野田市総合計画」（以下、「第二次総合計画」）と内容が全く同じであるため、中山間地域づくり独自の方向性が見えない。市全体計画の流れの中での中山間地域の在り方を記載すべき。	中山間地域が抱える様々な課題等を解決していくためには、地域住民による自主的・主体的な活動が必要です。そのためには地域住民が自主的・主体的に地域の将来像や具体的な目標を定めるとともに実践活動に取り組む必要があります。市はその取組を支援するため、「第二次総合計画」の中から、中山

		<p>間地域づくりに関連する内容を本指針に記載しています。「第二次総合計画」と重複しますが、中山間地域に限定した指針を策定することは重要であり、方向性を再度確認する意味も含めて原案どおりとさせていただきます。</p>
	<p>「指針」の作成は、交付金の交付のための形だけのものか。</p>	<p>本指針は、中山間地域づくりの方向性を示すためのものです。</p> <p>なお、特別交付税等の交付要件に指針の作成は含まれておりません。</p>
<p>中山間地域づくりの背景・目的について（P3）</p>	<p>15行目「施策や推進体制の見直しを図り、・・・」とあるが、どのようにして「総合的かつ戦略的」に推進するのか具体的に明記すべき。</p>	<p>P19の「中山間地域づくり施策の推進と体制」に記載しておりますとおり、担当課単独ではなく、市全体に共通する課題として横断的に取り組んでまいります。</p>
	<p>（3）の1行目について、主語がなく、「～である」が重複している。</p>	<p>（3）の1行目頭に「山陽小野田市中山間地域づくり指針の計画期間は」を記載します。</p> <p>また、（3）の1行目「指針の上位計画である」を「指針の上位計画」に改めます。</p>

	<p>(3)の計画期間でどのような成果を上げようとしているのか明記すべき。</p>	<p>P14《地域づくりの推進》の中で、中山間地域づくり推進事業として地域おこし協力隊の隊員数を指標として記載しております。</p>
	<p>(3)の4行目以降について、どのように「山口県中山間地域づくりビジョン」を踏まえたのか。</p>	<p>山口県中山間地域づくりビジョンの「施策の柱」との整合性を踏まえ、P13に「中山間地域づくりの施策の体系」を整理いたしました。</p>
<p>本市の中山間地域について (P5)</p>	<p>本市の中山間地域として「旧山陽町」と記載しているが、市民を分断するような表現に感じる。「山陽地区」等の表現が望ましい。</p>	<p>山口県中山間地域づくりビジョンにおいて、指定地域を「旧山陽町」と整理されているため、表中「旧山陽町全域」を「旧山陽町」と改め、県ビジョンとの整合性を図ります。</p>
<p>中山間地域の課題について (P11)</p>	<p>課題として2つ記載されているが、課題は2つのみなのか。P19、5行目には「多様な課題がある」としているが矛盾していないか。</p>	<p>2件の課題は主な課題を記載しています。御意見を参考に〔課題〕を〔主な課題〕に改めます。</p>
<p>中山間地域づくりの方向性について (P12)</p>	<p>方向性の図について、「計画」とは何を指しているのか。また、「実行」の具体的な内容について記載がない。</p>	<p>中山間地域づくりは、地域住民が主体となって計画・実行していく必要があります。「計画」「実行」の具体的な内容については、これから地域住民から示していただく</p>

		<p>ものであるため記載しておりません。</p> <p>なお、施策の主体を明確化するため、4行目に「地域住民を主体とした」を追加いたしました。</p>
	<p>P3の計画期間と図の整合性について、本指針の計画期間は2021年度までとしているが、その間どのように計画・実行を進めていくのか記載がない。</p>	<p>P3の計画期間は、「第二次総合計画・前期基本計画」の計画期間に対応するための計画期間であり、中山間地域づくりは長期的な事業となりますので、計画期間にとらわれず、地域の目標に基づき、随時実施計画等を策定し、推進してまいります。</p>
<p>中山間地域づくりの施策の体系について（P13）</p>	<p>①～④はどこから来ているのか。P11記載の2つの課題から導き出されたものか。</p>	<p>4つの体系については、市の主な課題解決のため、「山口県中山間地域づくりビジョンの施策の柱」と市の施策を整合させたものです。2行目に「県が策定した山口県中山間地域づくりビジョンの施策の柱に沿った」を追加いたします。</p>
<p>中山間地域づくりの基本事業について（P14）</p>	<p>《地域づくりの推進》にのみ〔主要事業〕の記載があり、他の基本事業には〔主要事業〕がない。他の基本事業とは位置づけが違うのか。</p>	<p>指針作成時に既に地域から要望のあった事業が存在していたため、記載しております。他の基本事業と位置づけが異なる訳ではございません。</p>

<p>地域福祉推進体制の整備・充実について（P16）</p>	<p>「◇地域福祉に関する相談・支援体制づくりの推進」がゴシック体になっていない。統一すべき。</p>	<p>他の基本事業同様にゴシック体に統一いたしました。</p>
<p>中山間地域づくり施策の推進と体制について（P19）</p>	<p>2行目に「山口県中山間地域づくりビジョンに沿った」とあるが、県ビジョンにある「やまぐち元気生活圏づくり」の取組に関する記載が指針には無い。具体的な取組について記載すべきではないか。また、どのくらいの地域を「元気生活圏」としたいのか示す必要があるのではないか。</p>	<p>県が示す元気生活圏は、地域住民が主体となった持続可能な地域です。元気生活圏の範囲に関する考え方は、地域によって異なり、具体的な記載は難しいと考えておりますので、原案どおりとさせていただきます。</p>

※項目ごとに整理して記載